

組合員 各位

至急・重要

東京都遊技業協同組合

平成22年11月12日

東京都遊技業協同組合

理事長 原田 實

撤去遊技機明細書の記入ミス対応について

標記の件につきましては、新中古機流通制度の運用により、店舗において「撤去遊技機明細書」を作成することとなりましたが、新制度の要となる書類であることから、正確にご記入頂くようお願いをしてきたところであります。

しかしながら、新制度開始から4ヶ月が経った現在でも、当該書類の記入ミスが少なくないことから、当該書類の記載事項に誤りがあった場合の対応を、下記の方法にて全国統一することとなりましたので、ご連絡致します。

記

「撤去遊技機明細書」の記載事項に誤りがあった場合の対応方法

1 販社への提出書類

(1) 撤去遊技機明細書(副)の写し(加筆訂正前)

(2) 撤去遊技機明細書(副)の写しの加筆訂正分(コピーでも可)

(注) 誤りのある撤去遊技機明細書を複数回使用する可能性がある場合には、加筆訂正した撤去遊技機明細書の原本を、自店で保管しておくことをおすすめします。

2 訂正等の方法(記入例を都遊協HPに掲載しております)

(1) 誤記入の場合

間違い箇所には取消線を引き、営業所欄の印鑑で訂正印を押印して正しい内容を記入(修正)する。

(2) 記入・押印漏れの場合

記入漏れ: 未記入欄に加筆し、当該欄に営業所欄の印鑑を押印する。

押印漏れ: 営業所欄・割印ともに通常の位置に押印する。

(注) 撤去遊技機明細書に記入ミスが見つかった場合や、訂正方法についてご不明な点がある場合には、取引をされている販社にご相談ください

3 運用開始時期

本年11月1日以降の各地区遊商及び回胴遊商申請分から、本運用を開始しております。

(注) 「撤去遊技機明細書」は、新中古機流通制度の要となる書類ですので、正確に記入してください。特に撤去遊技機を特定する為の情報(型式名や製造番号等)については、検定通知書等を確認して正確に記入し、誤りがないことをよく確認してから、所轄警察署に提出してください。